

一斉休工「ふじ丸デー」の拡充について

(静岡県交通基盤部建設経済局建設業課)

1 概要

- 令和3年4月に開始した「ふじ丸デー」の取組については、対象工事の9割以上で休工が実現し、業界からも民間工事への波及が期待されるとして高く評価されている。
- 令和6年4月から、改正労働基準法による時間外労働規制が建設業にも適用されることから、それに向け、ふじ丸デーを段階的に増やしていくこととする。

2 ふじ丸デー

(1) 対象工事

災害対応・復旧工事等緊急性が高い工事及び工程上やむを得ない工事を除き、原則全ての工事を対象とする。

(2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間のことをいう。

(3) 休工

対象期間において、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所されていることをいう。なお、巡回パトロールや保守点検等現場管理上必要な作業を行う場合を除く。

(4) 取組機関

(一社) 静岡県建設業協会、(一社) 静岡県建設産業団体連合会
国土交通省中部地方整備局、静岡県、静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、吉田町、川根本町、森町

3 令和5年度の取組

- 毎月第2、第4土曜日に加え、令和5年4月からは第3土曜日を、さらに10月からは第1土曜日も「ふじ丸デー」とし、取組機関が県内公共工事の一斉休工に取り組む。
- 受注者に対し、既に契約済みの工事は、対象期間中の休工を呼び掛けるとともに、今後契約する工事は、施工計画等の作成にあたり休工日との調整を図るよう努める。
- 受注者に対し、現場掲示用チラシを現場に掲示するよう依頼する。
- これまで実施していた県建設業課への状況報告はとりやめることとする。ただし、必要に応じて調査を行う場合がある。
- その他建設産業における働き方改革への理解を広げるため、取組機関は本取組に関する周知に努める。